

清和大学公認欠席制度に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、清和大学試験及び成績評価規程第3条第3項に基づき、授業科目をやむを得ない理由により欠席した場合に、これを公認欠席（以下、公欠という）として取り扱うために必要な事項を定めるとともに、同規程第13条第1項所定の追試験の受験資格を得るために必要な事項を定めることを目的とする。

(公欠と認められる理由など)

第2条 清和大学試験及び成績評価規程第3条第1項及び同規程第13条第1項の「やむを得ない理由」とは次の各号列記の事由の何れかに該当する理由をいうものとする。

- 一 忌引（一親等：7日間、二親等：3日間、三親等：1日間）
- 二 就職活動
- 三 対外試合又は行事などへの参加
- 四 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症（学校感染症）への罹患
- 五 教育職員免許状取得に係る実習等への参加
- 六 その他、教学部長が認めた事由

2 前項の理由による授業欠席は公欠として取り扱う。ただし、公欠として取り扱う欠席の回数は各科目の開講時数の5分の1までとする。

3 公欠として取り扱う欠席が生じた場合において、出席要件の充足に必要な最低出席回数は以下の計算式により算出する。ただし、その結果に小数点以下が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{(計算式)} \quad \text{最低出席回数} = (\text{授業実施回数} - \text{公欠回数}) \times \frac{2}{3}$$

(公欠としての取扱いを求める手続きなど)

第3条 前条第2項の取扱いを受けようとする者は、当該事由の止んだ日から1週間以内に、所定の授業欠席届を提出しなければならない。

2 前項の欠席届には、前条第1項各号列記の事由を証する書面を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、予め授業欠席日の把握が可能な理由に係る授業欠席届については、原則として欠席日の1週間前までに提出しなければならない。

(添付すべき書面)

第4条 前条第2項の「書面」は別表のとおりとする。

2 前項の規定は、清和大学試験及び成績評価規程第13条第3項の「その事由を証する書面（診断書、事故証明等）」について準用する。

(公欠と認められた授業欠席に対する措置)

第5条 教員は、担当する授業科目の履修者の公欠について、当該履修者に成績評価上の不利益が生じることのないよう適切な措置を講ずるものとする。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、教学委員会が立案し、学長室会議及び教授会の議を経て、学長が決定する。

附則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この規則適用の前日までに在学していた者については、本規則にかかわらず、なお、従前の例による。

別表（第2条第1項関係）

欠席理由	欠席届に添付すべき書面
一 忌引	会葬礼状又はその写し
二 就職活動	企業訪問もしくは採用試験受験の証となるもの（証明書、面接・試験日時指定のメール等）又はその写し
三 対外試合又は行事などへの参加	対外試合もしくは行事などへの参加の証となるもの（開催要項、出場・参加依頼書、出場・参加証明書等）又はその写し
四 教育職員免許状取得に係る実習等への参加	実習等参加証明書又はその写し
五 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症（学校感染症）への罹患	医師による診断書又はその写し
六 その他、教学部長が認めた事由	公欠として取り扱うことが必要である根拠となる任意の書類又はその写し